

fabbit 大阪本町 サービススペース利用規約

第1条 (目的)

本サービススペース利用規約（以下「利用規約」といいます。）は、株式会社システムソフト（以下「当社」といいます。）が運営する fabbit 大阪本町（以下「当施設」といいます。）の会員が、当施設の利用及び当施設において当社が提供するサービス（以下「当サービス」といいます。）を受けらるにあたり必要な事項を定めるものとします。

第2条 (利用目的)

当施設は、「fabbit 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）で定める会員である個人又は法人（以下「会員」といいます。）が、自己又は自己の従業員のワークスペースとして利用する目的及び会員が他の会員とコミュニケーションを図る目的にのみ利用されるものとします。

第3条 (会員)

1. 当施設は、利用規約で別途定める場合を除き、会員以外の利用はできません。
2. サービススペースで入会した入居者（会員規約第7条第1項）は、下記の利用時間内で当施設を利用することができます。

入居者種別	利用時間
サービススペース会員	全日 24 時間利用可能

3. 個人契約においては本人のみ、また法人契約においては当該法人及び利用登録をした各社員のみ会員の資格を持つものとします。
4. 会員プランの変更又は追加（会員規約第9条）を希望する会員は、変更又は追加希望日の3ヶ月前までに、当施設所定の変更・追加届を当社へ提出して申請することにより、開始希望月の初日からプランの変更等を行うことができます。但し、当社が相当でないと判断した場合は、プランの変更又は追加はできないものとします。
5. 退去（会員規約第10条）を希望する会員は、退去希望月の3ヶ月前までに、当施設所定の退去届を提出することにより、退去希望月の末日をもって、退去することができます。但し、会員は、退去希望月の3ヶ月前の予告に代えて、3ヶ月前の利用料金相当額の金額を支払うことによって、即時に退去を行うことができます（この退去時は日割計算を行わないものとする。）。

第4条 (入退室)

1. 当社は、入居者に対し、会員証を貸与いたします。入居者は、このカードをキーボックスにかざし、お部屋の鍵を取り、当施設へ出入りをしてください。
2. 会員証は1つのサービススペースに対し、4枚まで無料で貸与します。4枚を超える場合は1枚につき3,000円（税別）を当社へ支払うものとします。

第5条 (サービスの内容)

当施設において入居者が利用できる当サービスの内容は、次のとおりとします。なお、当社は、必要に応じて、当施設及び当サービスの内容を変更することができるものとします。

無料サービス	<ul style="list-style-type: none">・インターネットの利用・フリースペースの利用・会員同士の交流会・郵便受けサービス・ドリンクサービス（平日9時～18時）
有料サービス	<ul style="list-style-type: none">・コピー機使用・FAX送受信使用

	<ul style="list-style-type: none"> ・デスク・電話機レンタル ・会議室・打合室貸出 <p>※法人登記サービスにつきましては、第8条をご確認ください。</p>
--	---

第6条（利用上のご注意）

会員は、以下に掲げる各号の事項を遵守して、当施設を利用してください。

- (1) 駐車場・駐輪場の使用には駐車場は保証金 3 か月分と月額 50,000 円（税別）、駐輪場は月額 2,000 円（税別）を支払うものとします。
- (2) 当施設内に汚物や火気・危険物を持ち込むことは禁止します。
- (3) 他の会員にご配慮頂き、共用部での大声の通話をご遠慮ください。
- (4) 当施設内は禁煙です。喫煙は当社が指定する場所にてお願いします。
- (5) 当施設内での飲食は自由です（ただし、アルコール類につきましては次号のとおりです。）。
- (6) アルコール類につきましては、原則禁止とします。ただし、アルコール類の持ち込みを事前にご相談頂いた場合は可能とします。
- (7) 施設内で SNS への投稿の為、当社が写真及び動画を撮影することがあることをご了承ください。
- (8) 地震・火災などの災害時は、当社の避難誘導等の指示に従ってください。
- (9) 当施設のホームページに、社名を掲載することを予めご了承ください。

第7条（郵便物の受取）

1. 会員は、郵便受けサービスを申し込んだ場合、当社から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺や Web サイト等に掲示することができます。ただし、会員は、退去と同時に、当該掲示を削除することに予め承諾します。
2. 会員宛の郵便物等は当社が一時的に収受し、事務局内に保管します。ただし、事務局内での一時的な預かりは最長 14 日までとし、これを超える場合、当社は会員に連絡することなく、着払いでの転送又は廃棄を行います。また、郵便物以外のものの受取又は代引きの受取の対応は行いません。
3. 受取可能な郵便物は会員宛の郵便物に限られます。下記に記載の郵便物のお受取はできません。現金書留・内容証明・特別送達・本人限定受取郵便・着払いのもの・代金引換・料金不足のもの（事前相談がない場合）・生き物・その他当社が預かるべきものではないと判断したもの。
4. 郵便物の紛失及び盗難等については、当社は一切の責任を負いません。
5. 会員は、当社が実施する郵便物受取に係る業務において、当社が収受した会員宛の郵便物及び財産等が、犯罪による収益である疑い又はそれらの事実の仮装・秘匿行為を行っている疑いがある場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例(ガイドライン)」に基づき、会員への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届出を行うことに同意します。
6. 前項に係る郵便物等及び宛先が分からない郵便物を当社が収受した場合、当社又は関係行政庁等の判断により会員に無断で郵便物等の開封を行うことを、会員は事前に同意し、当社又は関係行政庁等による開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととします。
7. 会員の本施設利用期間終了日（その終了原因を問いません。）以降は、当社は郵便物の転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理されることを予めご了承ください。

第8条（法人登記への住所利用）

1. 法人登記への住所利用サービスを申し込んだ入居者は、当社所定の審査を経てサービスが利用可能であると判断された場合に限り、当社から明示された住所を自らの本店所在地として、法人登記を行うことができます。なお、入居者が法人登記を行う際は、所定の手続きをもって申請をしなければなりません。
2. 入居者が法人登記への住所利用サービスを受ける際の手数料は、月会費に含まれるものとします。

第9条 (原状回復)

fabbit 入居者規約第10条または第11条及び第12条及び第13条による本契約終了と同時に、入居者は次の定めに従いサービススペースを明け渡します。

- (1) 入居者は、入居者の費用により新設、付加した造作・設備等を入居者の費用をもって取去し、サービススペースを原状に復して当社に明け渡します。なお、入居者の希望により当社が新設、付加した当社所有の物品についても、当社の要求があるときは、入居者の費用をもってこれを取り外し、当社に引き渡すものとします。
- (2) 本契約終了と同時に、入居者が利用区を原状に復さないときは、当社は入居者の負担において、これを代行することができるものとします。
- (3) 本契約が終了し入居者が利用区を明け渡した後に、利用区内又は当施設内に残置した物品があるときには、当社は、入居者がその所有権を放棄したものとみなして、任意にこれを処分することができるものとします。
- (4) 本契約終了と同時に、入居者が利用区を明け渡さないときは、入居者は、本契約終了の翌日から明け渡し完了に至るまでの利用料(1ヵ月未満分は日割計算)の倍額相当の損害金、及び当社が立替え支払った諸費用相当額を、当社に支払わなければならないものとします。
- (5) 入居者は、利用区、設備等について支出した必要費・有益費の償還、又は移転料、立退料等名目のいかににかかわらず、一切の請求をしないことはもちろん、利用区内に入居者の費用をもって設置した設備等の買取りを当社に請求することはしないものとします。
- (6) 入居者は、故意・過失にて建物・設備等を損壊した場合には、当社に損害賠償金を支払わなければならないものとします。
- (7) 入居者は、当施設を退会したときは、ルームクリーニング代 25,000 円(税別)を支払うものとします。

第10条 (国内外相互利用)

当施設の入居者は、当社が運営する他の施設を、月2回(1回につき2時間以下の利用)を上限として、無料で利用できるものとします。これを超える利用については、利用施設のワンデーパスを使用して他の施設を利用するものとします。

2018年5月25日制定
2018年6月6日改定
2018年9月1日改定
2019年7月1日改定
2022年8月1日改定
2023年2月14日最終改定
以上